



令和 3 年度子育て世帯臨時特別給付における不公平是正を求める陳情

【陳情項目】

1. 政府の経済対策の一環で「未来社会を切り拓く『新しい資本主義』の起動」の元の「令和 3 年度子育て世帯への臨時特別給付」がなされましたが、所得制限で給付を受けられていない藤沢市の子どもに、藤沢市独自の給付策を講じてください。
2. 政府の経済対策の一環の「未来社会を切り拓く『新しい資本主義』の起動」の元の令和 3 年度子育て世帯への臨時特別給付」で、児童手当基準の所得制限が設けられたことで給付がなされていない子どもがいます。国に、所得制限を撤廃して給付されていない子どもにも国の責任で給付されるよう意見書を提出してください。

【陳情理由】

世帯主の年収による制限を設けて給付金を給付したことは、政治による子育て世代への差別であり、給付の有無によって子育て世代と子どもたちを分断してしまったため。

① 「未来社会を切り拓く『新しい資本主義』の起動」と銘打った給付で、困窮者救済のための給付ではなく、コロナ禍で行動が制限された子どもたちの活動への支援であったはずですが、給付の受益者は日本の未来を支える子ども自身であり、1 人の人間としての子どもの権利であったにも関わらず、保護者の所得で子どもの権利を差別化したことは、憲法第 14 条「法の下での平等」、又は子どもの権利条約第 2 条「差別の禁止」にも違反している可能性があります。

② 今回の給付には、児童手当のシステムを見直すべきという提言がある中で、児童手当の基準が用いられました。15 歳以下の年少扶養控除は廃止されたため、扶養親族等が児童 2 人と年収 103 万以下の配偶者の世帯で世帯主 960 万円以上の家庭の子どもは生活力がないにも関わらず「年少扶養控除なし」「児童手当なし」の状態であるのは、最低生活費部分に課税が及ぶことになり、憲法の要請からも適切でないと考えられると

日本税理士連合会

「令和 4 年度税制改正に関する建議書」 IV 税制改正建議項目【所得税】

2. 医療費控除を見直し、年少扶養控除を復活させること。(2) 年少扶養控除でも述べられています。

③ 所得制限を受けた世帯は裕福とは言えないにも関わらず、この層に多くの負担が集中しています。そもそも世帯の豊かさは「所得」だけでは測れません。晩婚化に伴う高齢出産で年収は高いが退職間近である、退職金がなく月々の給与に上乗せされている、親の介護費用を負担している、などといった個別の事情を全く考慮できていません。この給付の所得制限は2020年度の所得が基準でしたが、給付を受けられなかった子どもには、感染症対応のために一時的に所得が上がった医療従事者を保護者に持つ子どももいました。

給付例 注：片働きは、「専業主婦（夫）世帯」またはシングル世帯

例1

共働き（幼小中子ども3人）：夫年収900万円、妻年収60万円（世帯年収960万円）
→ 30万円給付（児童手当年42万円）

片働き（幼小中子ども3人）：年収960万円 → 給付されない（特例給付年18万円）

例2

共働き：夫年収950万円、妻年収950万円（世帯年収1900万円）→給付

片働き：年収960万円 →給付されない

例3

海外単身赴任 専業主婦世帯：年収1500万円 →給付

国内単身赴任 専業主婦世帯：年収960万円

（実質賃金900万、帰省費等単身赴任手当60万）→ 給付されない

なお、多子世帯では、世帯の構成人数が多いにも関わらず税制・所得制限などの設計でもほとんど考慮されていないか、考慮があっても十分でないことから、一人あたりの可処分所得は年収と比較して驚くほど少なくなります。

④ 「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 Q&A」（第6版/令和3年12月27日）において、**地方創生臨時交付金**をこの給付に活用できるよう制度が見直されました。この交付金を活用して、所得制限で給付を受けられなかった世帯への給付を拡充する自治体も多数出てきています。

⑤ 所得制限という考え方の弊害は、障害者福祉・慢性特定疾患の子ども達にも影響を及ぼしています。

障害福祉サービスについて、厚生労働省のHPによると、所得制限以内の利用料は、最高9,300円/月から所得制限を越えると37,200円/月に上がります。（この場合は世帯所得）

⑥ 政治の世界において、中所得層（片働き960万円世帯）は支援から排除するという考えが広まっていることは問題です。親の見かけの収入で、子どもはどんどん支援から切り離されていく仕組みになっており、所得制限世帯はいつも給付の対象から外される無念さ、疎外感を持っています。政府が子どもや親を分断することにより、社会の連帯感を喪失させ働く親の意欲も薄れさせかねません。このような考え方は欧米の主要国にはないように思います。

⑦ 新型コロナウイルス感染症によって、世の中は大混乱になりました。大人たちにとっても経験のない事態は、仕事や家庭生活に大きな影響を及ぼしました。学校、幼稚園、保育園の突然の休校は、勉強をどう進めれば良いかわからない子、慣れないオンライン授業に戸惑いを感じる子、両親ともエッセンシャルワーカー等で一人家に残された子、公園に行きたくてもじっと家で我慢しなければならなかった年少の子、どの子ども達にも不安と我慢の日々でした。学校が始まっても分散登校でクラスの友だちの半分とは会えず、多くの行事は運動会から修学旅行に至るまで中止になりました。どの子どもにとっても、この2年間は本来の学びが失われた状態で、この影響が今後の人生のどこにまで及ぶかは計り知れません。

この給付における所得制限をきっかけに「敵対的ふるさと納税」という言葉も生まれました。数ある自治体から藤沢を選んで暮らしている全ての子育て世帯と子どもたちに温かい対応をお願いします。

2022年2月9日

住所



藤沢市議会議長
佐賀和樹様